

## 和歌山県よろず支援拠点ご利用に関する説明・留意事項

和歌山県よろず支援拠点では、経営に関する課題解決を支援するため無料相談を実施しています。  
本相談は、**経営改善や事業成長に本気で取り組む事業者の方を対象**としております。  
限られた相談枠を有効に活用し、継続的な支援につなげるため、ご理解とご協力をお願いいたします。

---

### 1. 相談に関する確認事項

- ☐ 初回相談時には、決算書または確定申告書をご持参いただき、内容を共有してください。  
(創業者の場合は、開業届の提出日および創業後第1期の決算書・確定申告書)。
  - ☐ 提出していただいた資料(今後提出される資料・情報を含む)は、本事業の相談・支援終了後、原則として破棄いたします。ただし、当社からご要望があった場合は返還いたします。
  - ☐ 支援内容によっては、課題(宿題)への対応をお願いする場合があります。
  - ☐ 当拠点での支援内容は、支援事例として活用させていただく場合があります、提供いただいた情報は係機関へ共有のうえ匿名化・一般化され、生成AI等で再利用される場合があります。
  - ☐ アドバイスの内容は保証しておらず、その利用および判断は利用者ご自身の責任で行ってください。
  - ☐ 相談内容に応じて、他の支援機関や外部専門家を紹介する場合があります。
  - ☐ 行政手続き、融資手続き、助成金申請等の実務代行(申請書作成等)は行っておりません。
  - ☐ 相談終了後、アンケートへのご回答をお願いしております。
  - ☐ 中小企業庁よりアンケートが送付される場合がございます。ご協力をお願いいたします。  
(皆様方のお声が、私たちの励みとなり、今後の支援に活かしてまいります。)
  - ☐ 登録メールアドレスへのメールマガジン配信および、相談後の状況確認のため電話等でご連絡させていただく場合があります(概ね月2回程度)。
- 

### 2. 相談利用上の注意

無断キャンセルや度重なる日程変更・遅刻が続く場合には、他のご利用者様への公平な相談機会確保のため、次回以降のご予約をお断りする場合があります。相談時間は限られておりますので、開始時間に遅れた場合、終了時間の延長ができない場合があります。

なお、脅迫的な言動や暴力行為、大声・奇声・執拗な電話などの迷惑行為、不必要な性的または身体的言動、宗教活動・政治活動・勧誘行為、営業行為、その他相談業務の運営に支障をきたす行為が認められた場合には、やむを得ず相談をお断りする、または対応を中止させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

---

### 3. 反社会的勢力の排除

利用者は、次のいずれにも該当しないこと、また今後も関係を持たないことを確約したうえで相談を申し込みます。

暴力団 / 暴力団員 / 暴力団関係企業 / 総会屋等 / 社会運動等標ぼうゴロ / 特殊知能暴力集団

---